

UBC情報



発行：2023年8月1日

No. 278

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

8月11日(金)～16日(水)は夏季休暇とさせていただきます。

ご迷惑をおかけいたしますが、
よろしく お願いいたします。

トピックス

欠損金が生じた場合の繰越控除と繰戻還付



青色申告書を提出する法人に欠損金（税務上の赤字）が生じた場合、適用できる制度には「繰越控除」と「繰戻還付」があります（繰戻還付は原則、中小法人等に限る）。

◆欠損金を10年間繰り越す「繰越控除」

欠損金の「繰越控除」は、欠損金が生じた事業年度の翌事業年度以降10年間（平成30年4月1日前に開始した事業年度に生じた欠損金は9年間）にわたって欠損金を繰り越す制度で、繰越期間中の各事業年度で生じた所得金額（黒字）から繰越欠損金を控除できます。

中小法人等（資本金1億円以下）は各事業年度の所得金額を限度に控除できますが、中小法人等以外の法人は所得金額の50%が限度額となります。

なお、複数の事業年度において生じた繰越欠損金がある場合には、最も古い事業年度の繰越欠損金から順に控除します。

◆欠損金を前期に繰り戻す「繰戻還付」

欠損金の「繰戻還付」は、欠損金が生じた事業年度開始の日の前1年以内に開始した事業年度において所得金額があり法人税を納めている場合に、欠損金を繰り戻すことができる制度で、既に納めている法人税から欠損金の分の還付を受けられます。

この繰戻還付を適用できるのは、原則として資本金1億円以下の中小法人等に限られています。

なお、災害損失欠損金額（災害により棚卸資産や固定資産などに生じた滅失や原状回復等による損失）については、前2年以内に開始した事業年度に繰り戻して還付を受けることができ、中小法人等以外の法人も適用可能です。



「コロナ借換保証」を利用する場合は・・・

新型コロナ対策による民間ゼロゼロ融資（3年間実質無利子・無担保）の多くが元本返済と利払いの開始時期を迎えつつありますが、資金繰りが厳しい事業者は国が保証料の一部を補助する「コロナ借換保証」の利用などを検討しましょう。

コロナ借換保証は一定要件（売上高又は利益率が5%以上減少など）を満たす事業者が対象となり、保証限度額1億円、保証期間10年以内（据置期間5年以内）、保証料率0.2%です（無利子期間はなく、金利は金融機関所定）。

なお、利用する際には自社の現状認識や将来目標、今後の行動プラン、収支・返済計画などを盛り込んだ経営行動計画書の作成が必要となります。

インボイス交付義務が免除される取引は

本年10月からインボイス制度が始まり、インボイス発行事業者は取引の相手方（課税事業者）からの求めに応じてインボイス（適格請求書）を交付する義務や、仕入税額控除の要件として原則、インボイス等の保存が必要となります。

ただし、「3万円未満の公共交通機関による旅客の運送（公共交通機関特例）」など一定の取引はインボイスの交付義務が免除されており、買手は一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

なお、公共交通機関特例の3万円未満の判定は、1商品（切符1枚）ごとではなく、1回の取引による税込価額が3万円未満かどうかで判定します。

相続税評価額を減額する「小規模宅地の特例」

相続により、被相続人（亡くなった方）の居住用の宅地や事業用の宅地を取得した場合、一定要件を満たせば評価額を大幅に減額できる「小規模宅地等の特例」が適用できます。

◆居住用宅地は330㎡まで80%減額

相続税は、相続等により取得した財産の価額が基礎控除額（3千万円＋600万円×法定相続人数）を超える場合に課税されますが、土地は相続財産で大きな割合を占めるため「小規模宅地等の特例」の適用がポイントになります。

例えば、相続開始直前において被相続人の居住用に供されていた宅地を被相続人の配偶者や同居していた親族が取得した場合、特例の適用により330㎡まで評価額の80%を減額できます。

配偶者や同居親族がいない場合は、相続開始前3年以内に持ち家に居住したことがないなどの一定要件を満たす別居親族（いわゆる「家なき子」）が居住用宅地を取得した場合も特例を適用できます。

◆被相続人が老人ホームに入所していた場合は

被相続人が老人ホーム等に入所しており、相続開始直前において被相続人が居住していなかった宅地等の場合であっても、①被相続人が相続開始前に介護保険法等に規定する要介護認定等を受けている、及び②被相続人が老人福祉法等に規定する特別養護老人ホーム等に入所している、などの要件を満たす場合は被相続人の居住用宅地に該当し、小規模宅地の特例が適用できます。

なお、老人ホームに入所後に、被相続人の自宅に生計を別にする親族が入居した場合などは特例の適用ができません。

来年4月から相続登記の申請が義務化

相続等の際に土地の所有者についての登記が行われず、不動産登記簿を確認しても所有者が分からない「所有者不明土地」が社会問題になっていることから、不動産登記制度の見直しが行われ、令和6年4月から相続登記の申請が義務化されます。

◆義務化前に相続した不動産も対象

相続登記とは、不動産（土地・建物）の所有者が亡くなった場合に、相続した不動産の名義を相続人へ変更する手続きのことで、法務局に申請する必要があります。

これまで相続登記の申請は任意でしたが、令和6年4月から、相続等によって不動産を取得した相続人は、「その不動産を取得したことを知った日から3年以内」に相続登記の申請をしなければならないとされました（正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料の適用対象）。

なお、令和6年4月前に相続した不動産でも相続登記をしていない場合は、義務化の対象となります（令和9年3月末までに相続登記が必要）。

◆「相続人申告登記」の新設

相続登記の申請義務化に伴い、相続人の間で遺産分割の話し合いがまとまらない場合などに、簡便な手続きで相続登記の申請義務を履行できるようにする「相続人申告登記」が新設されます。

これは、①登記簿上の所有者について相続が開始したこと、及び②自らがその相続人であることを登記官に申し出ることによって、相続登記の申請義務を履行したものとみなす制度で、申出をした相続人の氏名・住所等が登記されます（不動産の権利関係を公示するものではありません）。

編集後記

コロナ禍を払うように、この夏は各地でイベントが開催されています。対策を忘れずに、暑い中での楽しい時間が過ごせるといいですね。

熱中症にはくれぐれもご注意ください!!



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福情報

No. 278

発行：2023年
8月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元
 (有)ユービーシー経営
 河野会計事務所
 〒755-0036
 宇部市北琴芝1-6-10
 TEL：0836-33-6717
 FAX：0836-33-6753
 Mail：info@ubc-net.com
 URL：http://ubc-net.com
 所属：(一財)総合福祉研究会
 (一社)全国地域医業研究会

介護

社会福祉法人の業況判断が1年ぶりに上向きました ～しかし未だに低水準：WAMが「社会福祉法人経営動向調査」を公表～

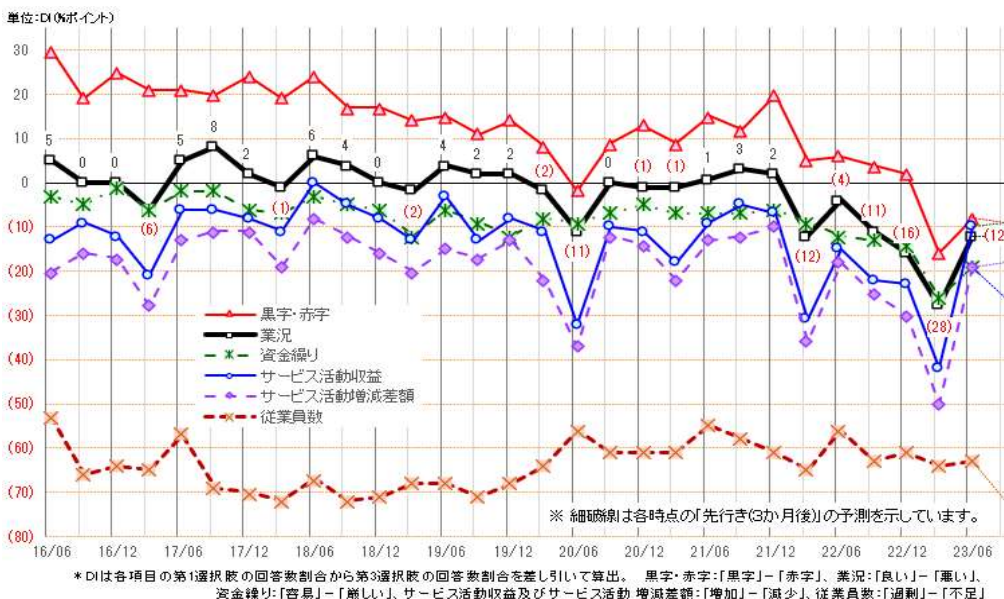
独立行政法人福祉医療機構(WAM)は、特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に対して、四半期ごと(3月、6月、9月、12月)にWeb上で「社会福祉法人経営動向調査」を実施しています。今般、「6月調査」の結果が公表されました。今回の調査は513法人に対して実施し、383法人から有効回答を得ています。集計方法としては、DI(景気変動を判断するための指標。各項目の第1選択肢の回答割合から第3選択肢の回答割合を差し引いて算出)を用いています。

「業況」のDI(「良い」-「悪い」)は△12で、前回調査よりも16ポイント上昇、1年ぶりに上向いたものの、令和4(2022)年3月調査から6期連続でマイナス値となっています(図表1参照)。

またサービス活動収支のDI(「黒字」-「赤字」)は、新型コロナの感染が本格化した令和2(2020)年6月調査に初めてマイナス値(△2)となりました。その後はプラス値に戻っていましたが、前回の令和5(2023)年3月調査で△16と再度マイナス値となり、今回の調査でも△8と、改善はしたものの依然として赤字法人が多い状況です。「従業員数」は、慢性的に不足の状態が続いています。

今回の調査では、令和4年度の特別養護老人ホームの経営状況も公表されています。サービス活動収益が前年度よりも5%以上増加した法人が15.7%、5%以上減少した法人が27.0%と、減少した法人の方が11.3ポイント多くなっています。一方でサービス活動費用は増加法人が36.6%、減少法人が13.9%と、増加法人のほうが22.7ポイント多かったことから、サービス活動増減差額では増加法人が22.5%、減少法人が44.8%と、減少法人が22.3ポイント上回っています。2021年度と比べて、原油価格や物価高騰による影響を受けている施設は98.7%に上っています。(総合福祉研究会)

◆図表1 社会福祉法人の経営動向調査(DI)の推移



資料：福祉医療機構毎期の「社会福祉法人経営動向調査の概要」から作成

福祉

日本ソーシャルワークセンター設立 こども分野新資格の認定機関も視野

全国の福祉系大学などで構成する団体や職能団体が6月1日、一般財団法人日本ソーシャルワークセンターを設立した。社会福祉士や精神保健福祉士といった専門職の資質向上を目的とした研修事業などを行う予定で、今後こども家庭庁が新たにつくる「こども家庭ソーシャルワーカー（SW）」の認定機関も視野に入れている。

設立するのは、日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本医療SW協会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟（ソ教連）の4団体。理事には各団体の会長が就き、評議員は元会長が務める。センターの代表にはソ教連会長の経験がある白澤政和氏が就く。基本金は300万円とし、各団体が75万円ずつ拠出。センターの事務所はソ教連と同じ東京都港区のビルに置き、各団体が職員を派遣する予定だ。定款によると、センターは専門職の資質向上に向けた研修を主な事業とする。またソーシャルワークの普及啓発なども想定している。中でも視野に入れているのが、こども家庭SWに関する認定機関の受託だ。

こども家庭庁は来年度から、児童相談所や児童養護施設などで働く人が研修を受けて、試験に合格すれば取得できる新資格を創設する。今秋にも試験や登録などを担う認定機関を公募で決める。

そのためセンターは、組織内にこども家庭SWに関する部門を立ち上げる。こども家庭福祉関係者も入れた委員会もつくるなど体制づくりに着手するという。（福祉新聞）



医療

在宅医療のNP 慎重な対応を

日本医師会（松本吉郎会長）は5月24日の会見で、「ナースプラクティショナー（NP）」についての提言を発表しました。在宅医療の課題を解決するためのNP創設に対し、慎重な対応を求めています。

規制改革推進会議の医療・介護・感染症対策ワーキンググループで、在宅医療の課題を解決するための新たな資格としてNP創設を求める意見が出ていることから、日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会と共同でまとめました。

提言では、「医療機関および訪問看護ステーションがともに連絡体制について今一度確認し、連携体制を強化することが第一に行われるべき。その点を改善しないまま、新たな資格により看護師が診断・処方をするれば解決するということはあり得ない」と訴えました。医療安全の確保や医療事故に対する責任の所在、新たな職種が実際に役割を担えるかなどの「根本的な議論が不可欠」と指摘し、「十分な議論なしに判断が下されるのであれば、日本の将来の医療提供体制にとって、悪影響を及ぼすことが懸念される」としました。

一方、「訪問看護師が抱える難しさや、医師・医療機関への要望にも耳を傾け、改善すべきところは改善していく」と明記しています。

あわせて、「在宅医療分野における特定行為研修を推進していくことは必要」との認識を示しました。

釜范敏常任理事は「医師と訪問看護師との連携をさらに深めていくことで課題は解決できると思う。しかし、NPが必要だと強く主張する人もおり、今後この問題が議論の俎上に上ってくる可能性があるため、私どもの考えをしっかりと申し上げておきたい」と述べました。（全国地域医業研究会）

